

国家公務員共済制度について

平成25年7月30日

財務省主計局給与共済課

国家公務員共済制度の概要

1. 根拠法 国家公務員共済組合法

2. 制度の目的

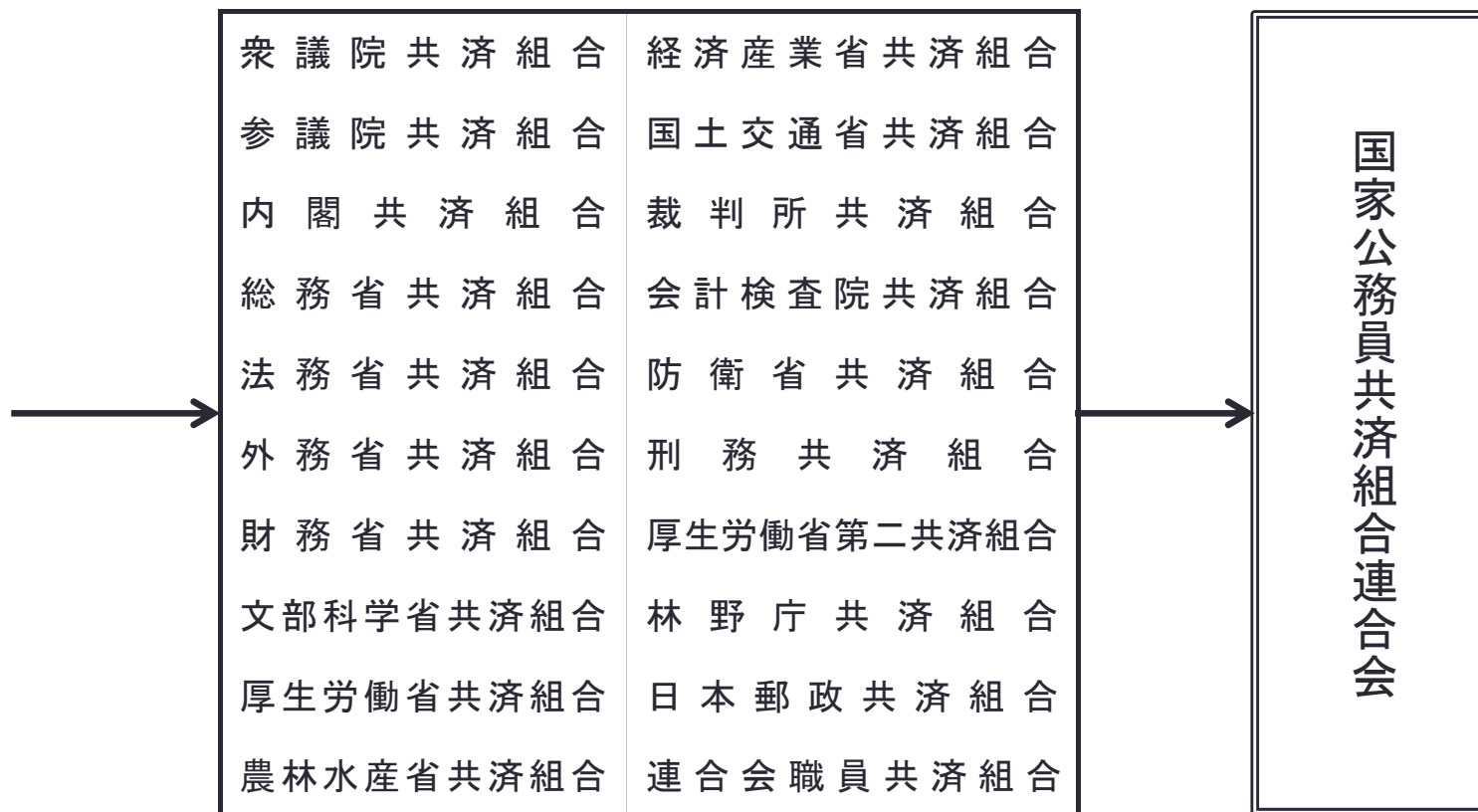
国家公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡、その被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

3. 事業内容

- ① 短期給付事業(健康保険制度に相当する公的医療保険事業、及び雇用保険制度の育児休業給付、介護休業給付に相当する事業)
- ② 長期給付事業(公的年金事業)
- ③ 福祉事業(医療施設・宿泊施設の設置運営、健康診査等の保健事業、組合員への貸付け、等)

国家公務員共済制度の実施主体

国家公務員（警察職員を除く。）等



(注) は長期給付の保険単位を示す。

国家公務員共済年金の現状

※平成24年度(末)

- 組合員数 106万人
- 年金受給権者数 124万人

■ 収支の概況 (運用以外の収支)

収入総額	1兆7,526億円	支出総額	2兆2,838億円
うち保険料収入	1兆0,384億円	うち給付費	1兆6,635億円
うち公経済負担	2,836億円	うち基礎年金拠出金	5,513億円
うち追加費用	3,360億円		

(運用によるネット収支) 1,489億円

- 年度末資産総額 7兆7,569億円(時価)

国共済の積立金運用に関する規制等①

- 業務上の余裕金の運用は、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。
- 連合会は、積立金の34%を財政融資資金に預託して運用しなければならない。（注:この義務は被用者年金一元化と同時に撤廃）
- 連合会は、積立金及び支払上の余裕金（「積立金等」）について、その運用に関する基本方針を定め、これに基づいて運用しなければならない。
- 基本方針は、次に掲げる事項について定める。連合会は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、財務大臣に提出しなければならない。
 - ✓ 積立金等の運用の基本的な考え方
 - ✓ 積立金等の運用における資産の構成に関する事項
 - ✓ 積立金等の運用の評価に関する事項
 - ✓ その他積立金等の運用に関し必要な事項

国共済の積立金運用に関する規制等②

○連合会の積立金等は、次に掲げるものに運用するものとする。

- ✓ 銀行その他金融機関への預金
- ✓ 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託
- ✓ 国債、地方債等の有価証券
- ✓ 不動産
- ✓ 組合員を被保険者とする生命保険
- ✓ 財政融資資金への預託
- ✓ 組合に対する資金の貸付け
- ✓ 連合会の他の経理単位への資金の貸付け

国共済連合会の積立金運用に対する政府の関与

	被用者年金一元化前	被用者年金一元化後 (厚生年金の共通財源部分)
基本的な運用方針の策定	連合会は運用に関する基本方針を定め、これに基づいて運用しなければならない。	主務大臣は積立金基本指針を定める。 (連合会は、積立金基本指針に適合するように、管理運用の方針を定めなければならない。)
連合会の方針策定に対する財務大臣の関与	連合会は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、財務大臣に提出しなければならない。	連合会は、管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ財務大臣の承認を得なければならない。
業務改善等の命令	財務大臣は、連合会に対し、法律の適正な実施を確保するため必要と認めるときは、監督上必要な命令をすることができる。	財務大臣は、連合会が積立金の管理運用に関して法令に違反し、又は連合会の積立金の管理及び運用の状況が積立金基本指針又は連合会の管理運用の方針に適合しないと認めるときは、連合会に対し、必要な措置をとることを命ずることができる。
運用評価	法令上、明示的な規定はない。	財務大臣は、連合会の積立金の管理運用状況等について評価を行い、その結果を公表する。

(注)被用者年金一元化後の欄の「主務大臣」とは、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣である。